

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事	2023年7月29日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市伏見区横大路千両松町78番地	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 光アスコン株式会社 代表取締役 喜多川光世

前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを 使用した第一種特定製品 の台数等	第一種特定製品の種類	前年度							
		年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数				
	エアコンディショナー	19台	5台	0台	24台				
	冷蔵機器及び冷凍機器	4台	3台	0台	7台				
前年度に第一種特定製品 に充填及び回収を行った 冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量					
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム				
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム				
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使 用 時	経営管理室、事業推進室で台帳作成し更新・修理等を一括管理							
	廃 棄 時	登録を受けた回収業者であることを確認し、処分を依頼 事業推進室で「フロン充填及び改修証明書」を台帳とともに保管							
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使 用 時	簡易点検表を作成し、3か月ごと安全パトロール時に点検 年2回専門業者に点検、メンテナンス依頼							
	廃 棄 時	主管社員、安全パトロールチェック要員を対象とする、研修会の実 施。							
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針	機器更新時に配慮								
特記事項									

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。